

(平成29年度)

公 示

当組合の漁業権区域内に入漁する場合は各規則による制限、遵守規定等があり、主なものをお知らせしますのでご協力下さい。

1 漁業権区域

渡良瀬川(茨城県境より三杉川に至る間)及び渡良瀬遊水池全域。思川(上都賀郡境桑原用水堰より下流)姿川(壬生町淀橋より下流)黒川(上都賀郡境より下流)与良川、巴波川、杣井木川、永野川(上都賀郡境鹿沼市倉本橋より下流)赤津川(上都賀郡境より下流)出流川、江川

2 入漁券の所持携帯、有効期限は平成29年4月1日～平成30年3月31日までとする(日釣券を除く)

入漁するときは住所、氏名、年齢、取扱者名を記載した有効な入漁券を所持携帯すること。記載のないものは無効。
漁業指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 鮭採捕の禁止 下都賀漁協管内全川(特別採捕許可及び鮭有効利用調査を除く)

4 うなわ引、差し網、寄せ網、石打等餌釣り、撒餌(寄せ餌、アミ類エビ類の粉末等使用禁止。(管内全川))

5 年間を通して投網のできる場所

姿川の東田橋より上流、巴波川、渡良瀬川(渡良瀬遊水池を含む)、与良川、永野川の野田堰より下流、杣井木川、赤津川、出流川、江川、及び思川の網戸橋より下流

6 毛バリは3月16日より5月20日まで禁止。◎カジカは12月1日～翌年3月31日まで採捕禁止。

オランダ釣り(着色バリを含む)、投網、やす突は3月16日から8月1日 日の出まで禁止。
掛釣りは前年12月1日から8月1日 日の出まで禁止。
但し、ウグイ「マルタを含む」の掛釣りは3月1日から4月30日までできる。

7 身体障害者(身障手帳所持者)は各年券の半額とする。

3年以上組合員で4月1日現在満70才以上の者は組合費中2,000円を免除する(本部に報告の上発行)。
紛失等による再発行は半額として本部において発行する。

1 禁漁区域

禁 漁 区 域	期 間
巴波川栃木市両毛線鉄橋下より上流、栃木市小平町原の橋までの間	全 期 間
渡良瀬遊水池内谷中湖の西湖区域	全 期 間
思川大光寺堰より上流100メートル 下流大光寺橋までの間	全 期 間

2 漁具、漁法の制限(うなわ引き、差し網、寄せ網、石打等全川禁止)

漁 具 漁 法	制 限 規 模
投 網	網目コマ0.9センチメートル以上
追 込 網	間口径1.5メートル未満
四 手 網	間口径2メートル未満、1人2組まで
釜	釜に附着使用又は施設する袖、通提類は各1メートル未満のもの、1人30ヶまで
リール式釣竿	1人2本以内 リールを使用しての掛釣りの禁止、管内全川

3 釣り専用区域

年間を通して餌釣り、友釣り、ドブ釣り、毛バリ釣り、オランダ釣り以外の漁法が出来ない区域
釣り専用区内、ルアー、フライ釣り禁止

姿 川	下野市国分寺町川中子宮前橋より上流川西堰までの間
〃	下野市石橋町細谷東田橋より下流細谷橋下50メートルの間
〃	下都賀郡壬生町大字安塚長田堰より上流100メートル下流100メートルの間
黒 川	下都賀郡壬生町下表町飯塚堰より御成橋までの間
〃	下都賀郡壬生町上町東雲橋より下流東武宇都宮線鉄橋まで
永 野 川	栃木市大平町下皆川野田堰より上流400メートルの間
〃	栃木市大平町伯仲伯楽橋より上流200メートル下流100メートルの間
赤 津 川	栃木市泉川町泉橋より下流菌部用水堰までの間
巴 波 川	小山市寒川永野川合流点より下流昇明橋までの間
江 川	栃木市藤岡町赤麻東赤麻橋より上流100メートル下流100メートルの間
思 川	小山市間中より下流200メートルの間 (鮭採捕禁止、産卵保護区)
〃	小山市喜沢地内土地改良区用水取水口護床より下流400メートルの間(〃)
〃	小山市渋井島田橋より上流両毛鉄橋までの間 (〃)

4 餌釣り専用区域(年間を通して餌釣り以外の漁法が出来ない区域)

渡良瀬遊水池	谷中湖谷中区域
--------	---------

5 アユ解禁日 アユは解禁前に採捕すると県規則により処罰されます。
違反漁法には反則過怠金が課せられます(5万円以下)。

解禁日	漁法	区 域	禁 止 事 項
5月21日(日)	友釣り、ドブ釣り、毛バリ釣り	思川	うなわ引、差し網、寄せ網、石打等餌釣り、撒餌(寄せ餌、アミ類エビ類の粉末等使用禁止。 疑似オトリ使用禁止。友釣りハリス長さはオトリの鼻孔から40センチメートル以内とする。
6月11日(日)	友釣り、ドブ釣り、毛バリ釣り	黒川、姿川、永野川	
8月1日(火)日の出	投網、ころがし、ヤス突、オランダ釣り(着色バリを含む)	思川、黒川、永野川、姿川 (大平町野田堰上40メートルより上流)	
9月1日(金)日の出	投網、ころがし、ヤス突、オランダ釣り(着色バリを含む)	思川(小山市小山観晃橋より下流石ノ上橋までの間) (栃木市大光寺橋より下流姿川合流点までの間)	

6 組合員の入漁料

区 分	漁 法	料 金	内 訳	禁止事項
一 等	釣り及び投網、ころがし、ヤス突、追込網、四手網、筥による全魚種	12,000円	組合費 3,000円 料 金 9,000円	コイの掛釣り禁止。雑魚釣りの餌、及び撒餌、寄せ餌、オランダ釣り等これに類するものはアミ、エビ類の粉末等を含む使用禁止
二 等	釣り及びころがし、ヤス突による全魚種 (アユ釣り)	10,000円	組合費 3,000円 料 金 7,000円	
三 等	釣り(ルアー、フライを含む)によるアユを除く魚種	5,000円	組合費 3,000円 料 金 2,000円	

7 組合員外者入漁料

種 別	遊漁料	付加料金	漁 法 及 び 魚 種	禁止事項
年券 一等	12,000円	-	釣り、投網、ころがし、ヤス突、追込網、四手網、筥による全魚種	上記6に同じ
〃 二等	10,000円	-	釣り、ころがし、ヤス突による全魚種(アユ釣り等)	
〃 三等	5,000円	-	釣り(ルアー、フライを含む)によるアユを除く魚種	
日 釣 券	400円	100円	釣り(ルアー、フライを含む)によるアユを除く魚種	
〃	2,200円	500円	釣り、ころがし、ヤス突による全魚種(友、ドブ、毛バリ)	
〃	2,700円	500円	投網、追込網、四手網、筥による全魚種	
高校生年券 (18才以下)	2,000円		釣り(ルアー、フライを含む)によるアユを除く魚種	
中学生以下	無 料		釣り及び(ルアー、フライを含む)雑魚に限る	

◎釣り専用区域(なら山沼特別漁場：マス類)

区 域	期 間	料 金
思 川 小山市飯塚字老沼の旧河川	通年(7月～9月を除く)ルアー及びフライ釣りに限る	1日4,000円以内

平成29年4月1日

栃木県下都賀漁業協同組合

小山市大字立木1478-6
TEL (0285) 22-0402

事業場 (小山養魚センター (0285)25-4274 (ヘラブナつり)
なら山沼漁場 (0285)23-4285 (マス釣り {7、8、9月休み}))